

## 平成29年度 第2回橿原市人権審議会会議録

日 時：2017（平成29）年11月20日（月） 午前10時00分～12時00分

場 所：橿原市役所4階 委員会室

出席委員：蘆村修委員、上田勝弘委員、上田剛委員、加護善三委員、加藤雅菊委員、葛井潔委員、小西満洲男委員、坂根満委員、島本郁子委員、竹田のぶや委員、鄭順子委員、寺前耕一委員、二宮優子委員、野島佳枝委員、槇尾悟委員、榎谷佐千代委員、森下みや子委員、森田英嗣委員、森本和仁委員

欠席委員：奥田寛委員

出席者：岡崎副市長、藤井市民活動部長、松村市民活動部副部長兼人権政策課課長、吉住人事課長補佐、北野産業振興課長、奥村市民課長、山下飛驒コミュニティセンター所長、中川大久保コミュニティセンター所長、小路福祉総務課長、渡海障がい福祉課長、太田包括包支援課長、川田健康増進課長、辻本子育て支援課長、井原こども未来課長、吉田学校教育課長補佐、友金人権教育指導課指導主事、浅口社会教育課長補佐

事務局：西岡人権政策課長補佐、青木人権政策課副主任、阪田主査、中川人権政策指導員

傍聴者：0名

議 題：【協議事項】 「2017（平成29）年度版 橿原市人権施策に関する事業実施報告に関する事業実施報告及び事業実施計画（素案）」について

### 【その他】

（司会）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。おはようございます。本日は、委員の皆様方には、公私ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは最初に、副市長よりご挨拶を申し上げます。

（副市長）

皆さんおはようございます。本年第2回目の人権審議会を開催しましたところ、委員の皆様、公私とも大変忙しい中、出席をいただきまして本当にありがとうございます。この場をお借りして一言お礼を申し上げたいのですが、委員の皆様におかれましてはいろいろな分野また立場で、橿原市の行政にご協力いただいていることに対しまして、お礼を申し上げたいと思います。委員の皆様におかれましては、ご存知のことだとは思いますが、「部落差別解消推進法」等の3つの大きな法律が施行されています。この法律の内容を市民の皆さんに知っていただいて、目指す方

向、趣旨を知っていただくための取り組みを、行政として如何に展開していくのが求められているところ。本日、議題として提示させていただいています、「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」につきましても、この法律を如何に展開していくための、一つの行政の取り組みの現われだと思っています。委員の皆様におかれましては、この三つの法律をもとに如何に展開していくのか、指針等を提示していただければ非常にありがたいと思っています。限られた時間ではございますが、是非ご意見を出していただきまして、これからの市の取り組む方針等を見出していきたいと思っておりますので是非よろしくお願い致します。お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。よろしくお願い致します。

(司会)

本日は市側より、副市長、市民活動部長及び檀原市人権問題啓発推進本部の関係課長も出席しております。

では次に、本日配布しております資料等についてご確認をお願い致します。まず本審議会次第、次に檀原市人権審議会委員名簿、そして先にお送り致しました「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画（案）」の以上でございます。なお、本日、お持ちでない方がおられましたら、事務局でご用意しておりますので、お申し付けください。

続きまして、マイクの使い方をご説明させていただきます。発言していただく時は、前の「発言」ボタンを必ず押してからお話してください。ボタンを押しますとマイクのランプが点灯し、スピーカーから音声が出ます。そして、発言終了後には再度同じボタンを押して、マイクのランプを消していただきたいと思っております。ボタンを押さないと、次の方が発言されるときに、音声が出ませんのでよろしくお願い致します。

本日、委員20名のうち、出席者19名、欠席1名でございますので、「檀原市人権審議会規則第5条第2項」に基づき、出席者過半数により、本審議会が成立することを申し上げ、ただ今から平成29年度第1回人権審議会を開会致します。また、今回も「檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会および会議録を公開させていただいてよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声)

(司会)

異議なしということで、公開をさせていただきます。また、本審議会は会議録を作成するため音声を録音させていただいております。

なお、本日傍聴希望の方は、いらっしやいませんでした。

それでは、「檀原市人権審議会規則第5条第1項」により『会長が会議を招集し、その議長となる』とありますので、以降の進行は、会長にお願い致します。会長、よろしくお願い致します。

(議長)

はい、それではわたしの方で進行させていただきます。皆さんおはようございます。本日もお忙

しいところお集まりいただきましてありがとうございます。あつという間に11月ということで、今年も師走、12月の年の暮れも見えてきて、そんな雰囲気になってきています。先般、台風で大変な被害が出ていた時、わたしはドイツに視察に行ってきました。テーマが『社会的包摂』ということで、ご存知のようにドイツはたくさんの難民、移民の方がいらっしゃって、受け入れている国です。そんな中でどのようにしているか見てきました。見るに当たっては、ドイツ語が十分にできないといころもあって、分からないところもあったのですが、橿原市が展開している施策と非常に重なっているところが見えました。橿原市のこれまでの人権施策の展開には優れたところがあるなあと再認識してきました。

本日事前に配布させていただいてます「橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画（案）」につきまして、多様な立場からたくさんのご意見を伺いたいと思います。それが今後の施策に活かされていくと思いますので、是非ともご意見をいただきたいと思います。いくつか区切って審議をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から提案内容、1. 取り組みの概要1～14ページの説明をお願いします。

#### （事務局）

おはようございます。着座にてご説明させていただきます。

まず、1ページの「はじめに」ですが、2ヶ所で線を引いている部分がございます。昨年度・2016年に、人権に関係する法律が揃って整備されており、最初のところでは、国において、「ヘイトスピーチ規制法」、「障害者差別解消法」、「女性活躍推進法」および「部落差別解消推進法」といった法律が施行され、人権確立への取り組みが進展した1年でした。

合わせまして県において、「障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」や「犯罪被害者等支援条例」が施行され、人権文化の創造をめざして大きな進展があった年であったと言えます。

2ページに移らせていただきます。橿原市の方では、人権審議会のご意見をいただきまして、12年ぶりに「人権問題に関する市民意識調査」を実施させていただきました。

この調査は、約3,000名の市民の方を対象に実施しました。12年ぶりのアンケートということで、当然市民の方々の意識の変化もありましたし、施策の評価の部分も基礎資料としまして今後の橿原市の人権施策の基礎資料に活かしていきたいと考えています。そして「橿原市人権施策に関する基本計画」の見直しについては、平成30年度において12年振りに実施する方向で見据えながら、将来の橿原市の人権に関わる施策全体に反映させていきたいと考えていますので、人権審議会でのご審議をお願いしたいと考えています。

続きまして、3ページからになりますが、それぞれの「主な取組の概要」ということで書かせていただいています。

4ページをご覧いただきたいのですが、地区別懇談会で出された、主なご意見等について書いております。人推協さんを中心に取り組んでいただいています。昨年度、実施されたアン

ケート（自由回答）の答えを昨年版ということで改訂しています。その中で、「来て人権について勉強になった。」とか「よかった。」という意見もいただいています。一方でなかなか厳しい意見もいただいています。こちらについても、人推協さんを中心に以前の講座中心から参加型のいろいろな取り組みをしていただき、見直しを図っていただいています。我々も人権政策課が一体となりまして、施策の方で見直しを図っていきたくと考えています。

続いて5ページですが、ここでは「人権啓発」に触れさせていただいています。特にこの下線部では昨年12月に成立しました「部落差別解消推進法」の啓発について書かせていただいています。

まずは市のホームページに法律の概要を掲載し、市の広報にも、3月を初めといたしまして、9月号を、そしてまもなく配布します12月号等を通じて、趣旨や同対審からの経緯等をふまえて、説明をさせていただいています。そして7月の「差別をなくす強調月間」、こちらにつきましても、講演会や八木駅前での街頭啓発で法律の概要を書いたチラシを配布したり、万葉ホールや本庁舎でのパネル展示での周知を行いました。今後も人権市民講座や地区別懇談会等のあらゆる機会を活かして積極的に周知を進めていきます。

次に7ページの方は、人権課題としては「同和問題」です。中央の下線部についても、「部落差別解消推進法」の具現化が1つの課題になっていますが、昨年実施しました「檀原市人権問題に関する市民意識調査」の結果から課題がみえてきましたので、平成30年度以降の基本計画や人権施策の見直しを図っていきたくと考えています。他の人権課題を含めてそうなのですが、部落差別を始めとしていろんな人権課題の基礎資料として使っていきたいと考えています。

また、人権行政の担い手である市の職員についても、毎年新人職員を中心に人権行政ガイドブックを配布しています。来年度は、全職員を対象にした人権研修において「部落差別解消推進法」をテーマに行う方向で検討を進めています。

つづきまして、8ページの人権課題は「女性」の分野となっています。こちらの方につきましては、人権の方と並行しているのですが、今年度は『檀原市男女共同参画行動計画』の最終年度になります。現在檀原市第3次の行動計画の見直しの策定中です。檀原市民への人権意識調査や事業所等の実態調査を基に総合的に計画の見直しを図っているところです。

つづきまして、11ページにつきましては、「外国人」の人権課題については書かせていただいています。特に下線を引いているのは、人権審議会でのご意見をいただきまして関係団体等が集まり懇話会を作っています。その中で、一つの成果として表れてきましたのが『文化体験イベント』です。本日緑のチラシを配布していますが、今年で3回目の開催を予定しています。毎年12月の初旬に開催していますが、大きな目標として3つ立てています。1つは、『交流を通じて正しい国際理解を図っていこう』ということです。2つ目は、『外国にルーツを持つ方が、ヘイトスピーチ等厳しい情勢がありますが、当事者の方が自身の文化やアイデンティティに誇りが持てるようにしたい』ということです。3つ目は、『同胞や外国の人たちとの出会い

とつながりの場にしよう』ということです。外国の衣装体験や写真撮影や舞台でのいろいろな国の音楽や踊りの体験など、資料等の展示等を含めて1日という短い時間ですが、「世界の文化体験イベント」を開催しています。

今年も、3回目になりますが、12月2日に万葉ホールで行います。下線部の改良点につきましては、今までは異なる国の方同士の交流ができていなかったというのが反省点です。プログラムの見直しをして異なる国のイベントの交流など、スケジュールや見直しを行い、短い時間ではありますが、イベント終了後に意見交換も予定しています。

12ページの「7 HIV感染者・ハンセン病患者等」については、今年から国の区分に併せて、ハンセン病患者も明記することにしました。

同じく12ページの「8 性的マイノリティあるいはLGBT」も昨年の「性同一性障がい者」から国の区分を参考に変更しました。性的マイノリティには「性同一性障害」以外の方もおられるからです。また、LGBTについては、簡単な注釈を付けております。8番の後半に下線を引かせていただいています、『自己肯定感が損なわれることのないよう』につきましては、市民意識調査の中で、橿原市の場合、認知度は高いのですが、全国的に1つの課題として、正しい理解が進んでいないというのがあります。行政として啓発が求められていますが、自己肯定感をもって生きていただく社会になるような啓発を進めていきたいと考えています。

13ページの「9 インターネット等による人権侵害」については、同和問題のところでも触れていますが、IT技術の発展に伴う問題の根深さがあり、これに対して、幼い頃からの「ネットリテラシー教育」の充実について触れています。これは、スマホやパソコンの使い方だけでなく、(同調圧力の強い) 集団との付き合い方や、他人を大切にすると同じように、自分を大切にする「自尊感情」の育成の重要性についても触れています。

同じく13ページの「10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等」については、歴史的な経緯について年を追ってまとめております。国全体の喫緊の課題とされており、問題の解決に向け、本市としても拉致被害者の写真展による啓発などを引き続き行っていることを紹介しています。

以上、分野別の人権課題についての説明を終わらせて頂きます。

(議長)

ありがとうございました。今回は変更点につきまして、下線を引いて説明していただいたので、大変分かりやすくなったかと思います。14ページまでのところで区切って説明いただきましたが、委員の皆様で提案に対してご意見、ご提案いただきたいと思います。

(委員)

障がい者の代表としてここに来ているんですが、障がい者を取りまく環境というのは、私も障がい者の福祉活動に40年間関わっているのですが、40年前とは全くハード面でもまたいろんな面でも比較にならないほど良くなっています。もちろんこれは行政の考え方が変わってきて、いろんな施策を取り入れてくれたその実績が今になっていると思います。もう一つ言えるのが人権問題です。やはり障がい者に対する考え方として排他的なところが根底としてまだあると思います。だから神奈川県で起こった事件も、犯人はそういう考えがあったのじゃないかなと思います。ああいう事件は起こさなくても、ああいう考え方というのは氷山の一角にすぎないと思います。だからやはり障がい者の人権問題というのは、もっと取り組んでもらいたいと思います。だったらどうしたらいいのかというのは、今直ぐには分からないですが、差別事象は表面に出てこないけれども、かなりあるのは事実です。それもふまえて具体的に取り組んでもらいたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(議長)

ありがとうございました。特に提案文の修正というのはありませんが、今の基本的な方針を貫いていただくと同時に、差別という点からの施策の充実をという要望であったと思います。ありがとうございました。

(委員)

10番に関わって意見や市の方向付けをお聞きしたいと思います。北朝鮮当局によって拉致された被害者等のことです。もちろん拉致というのは命に関わる大事なことであるわけですが、北朝鮮の国の大きな流れの中で、そのまま、韓国の人や北朝鮮の人に対しての偏見が社会的な動きの中で見られます。檀原市においても幼稚園、小学校、中学校、高校で学ぶ韓国、朝鮮の子どもたちの動きが気になります。そういう子どもたちに対しての行政の関わり方、注意していただける方向付け、注意等動きがあればこの場で教えてください。

(議長)

ありがとうございました。今の委員の発言に対して事務局どうですか。

(事務局)

懸念されていますのが、拉致被害者の問題等に関わる形で、ヘイトスピーチとかいじめ等があるということですが、こちらの方につきましては我々の方も憂慮している部分がありましたので、この課題を昨年から入れさせていただいているのですが、11ページ6番の外国人のところにおきましてもその当たりを記載しています。下線部の4行下のところに、『ヘイトスピーチ、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。』ということがあります。市の施策として『世界の文化体験イベント』がありますが、その目標の第1に、「ルーツを持つ方との交流を通じて正しい理解、国際理解を深めていただく」ということがあります。2番目の目標は、「ルーツを持つ方が、堂々と自分の文化、アイデンティティを発表していく場が必要である」ということで、お答えになっているか分かりませんが一つのポイントになっていると考えています。

(議長)

ありがとうございました。11ページのところで、コリアンの方々だけではありませんが、外国籍の方々との交流事業を通して差別的なことが起こらないように強いメッセージを出していくということだったと思います。

(委員)

7、8ページの女性の問題で、男女共同参画社会のことについて市としては査定をうまくやっていただいていると思いますが、関連して40ページの8番のところですが、ドメスティックバイオレンスの件がないのかなと思ったのですが、8件あるということですので、どういう問題が起こっているのか、それに対してどういう指導をしておられるのかということと、奈良県では人口的に生駒市と大和郡山市が似ていると思いますが、この2市と比較して本市はどういう状態なのか、この2点をお教え願いたいと思います。

(議長)

2つありました。

(事務局)

ご質問にお答えさせていただきます。まず男女共同参画の側面で、特にドメスティックバイオレンスに対するご質問であったと認識しています。特にDVについて増えている傾向がございます。ただ私どものいわゆる相談窓口につきましては、まず身近な相談窓口ということで、DVについてのご相談を十分聞かせていただいて、例えば関連機関とのつなぎ連携に取り組んでいるところでございます。8件についての具体的な内容につきましては、私は現在詳細を把握していないわけなんですけど、特に近々身に危険がある場合の事案につきましては、警察との相談、連携あるいは子どもさんとお母さんとがすぐにも身の安全を確保したいということであれば、奈良県にございます中央子ども相談所等と連携をとりながらシェルターの確保等のつなぎをナビプラザの方を中心として対応しているところです。

DVにつきましては、近年多くなっている傾向があるというのが実情でございます。もう1点、男女共同参画の取り組みについての、生駒市、大和郡山市との比較についてのお問い合わせでございます。これから『女性活躍推進法』の施行もございまして、女性がいろんな分野で働いておられる方々を含めて生き生きと家庭とのワークライフバランスも取りながらやっていただくというのが、この男女共同参画の現状に対する我々、本市の行政としての考えです。そういった中で、特にワークライフバランスにおける進め方についての講座であるとか、これから起業したいとか、あるいは今まで培ってきたノウハウを新たな仕事に活かせないかというような形の悩みを持っておられる方々もいらっしゃいます。そういう方々を対象としたこれからの女性の活躍についての研修、講習の充実をさせていただいているというようなところでございます。今おっしゃっておられる生駒市、大和郡山市との比較という意味合いの中では、今申し上げた研修の内容も含めて150件ぐらいの内容の講習をやっていますので、決して遜色のある内容ではないという認識でございます。

(議長)

ありがとうございました。委員よろしいですか。

(委員)

はい

(議長)

はい。ありがとうございました。

(委員)

平成28年に実施した市民への意識調査、約3,000名ですか、これは市民へ直に接することの出来る唯一の方法だと思います。その調査結果から今後の方向性も自ずから決まってくるようにも思います。先ほど、男女共同参画のことで意識調査ですか、男女市民、市内の事業所、500社からアンケートを取り、意識調査をしてその内容を検討して、男女間の比較、非常に重要なことだと思います。そして、この調査結果に適切な批評もされています。そして今後の取り組みの方向性も示されています。今後事業所とかに对外啓発をする時、各市町村で意見交換をして他の市町村でどのような啓発をされているか、そこで新しいヒントを得られるのではないかと考えています。それと、12月5日人権週間で街頭啓発をするということで、今までよりも1時間早め、通勤者も多い時に一人でも多くの人に人権意識の周知をします。これは非常にいいことだと思います。

(議長)

はい、ありがとうございました。基本的にいい方向で進めているなあということであったと思います。他の市町村との人権施策の交流というのがあるのであればご紹介ください。

(事務局)

奈良県内の全市町村が集まりまして、啓発連協というのがございます。同和問題を始めとして各種の人権問題につきまして、さまざまなプログラムを行っています。13ページをご覧ください。こちらの方はインターネットについてご紹介していますが、我々も参加をしていますが、その中の活動の一つとしまして「インターネット・ステーション」というのがあります。これは各市町村が順替りで事務局に出向いて、パソコンを検索しながら不適切な書き込み等がありましたら報告して、場合によっては事業者等へ削除要請を行うという活動を行っています。中には過去実際に削除された記事もあります。合わせまして、インターネット問題につきましては、8月にはインターネットについての有識者に集まっておきまして、インターネットの書き込み等についてのシンポジウムを行うとか、秋には市町村持ち回りで、今年でしたら高取町でヒューマンフェスティバルというイベントを行い、模擬店等を出し、どちらかといえば気軽に人々に来ていただき人権について考えていただく機会を設けています。

(議長)



ありがとうございました。  
その他にどうですか。

(委員)

9 ページ4の「高齢者」のことですが、かしはら街の介護相談室が設立されたということです。そちらの方から細かく報告をいただいています。その中でいろいろな例がありますが、話しを聞いている間に、街の介護相談室というのは、どこまで相談に応じたらいいのか、どんな権限があるのかとか、もう少し方法があれば解決するような気がするとか感じる場面が多々あります。相談室の方々には、どこまでの相談に応じるとか何かありますか。権限とかその辺のところは。

(地域包括支援課長)

ただ今の質問にお答えさせていただきたいと思います。確かに高齢者の方のご相談というのは、多岐にわたります。なかなか権限とか、解決方法とか一概に言えることがなくて、街の介護相談室の相談員についても、それから市の包括支援センター、地域包括支援課についても本当に返答に困ることがたくさんあります。その中でみなさんと本当にどうしたらいいのかというところは、ケース会議等を開き、できるだけ、最善とまではいきませんが、なんとかその方が進んでいけるように努力している次第でございます。実際に市民の方のお近くにいらっしゃる街の介護相談室の相談員さんは、本当に困っていると思います。できるだけ相談員さんといっしょに、解決に向けて話し合いをさせていただくような形で努力していきたいと思いますので、地域の方々におかれましては相談等をさせていただいて、お世話とか助けになっていただいていると思いますが今後ともよろしくお願い致します。

(議長)

はい、ありがとうございました。続けてございますか。

(委員)

はい。よくやっただいています。地域包括支援センターの方々との連携もできています。ただ1つの例としては、高齢者ご本人の方の身内の方が見当たらないというケースの中で、いろいろご近所にご迷惑をかけているという例があります。そうすると、長期間にわたってずっときているのですが、ご近所の方が今度は病気になってしまったという被害に遭われました。すると、街の相談室の方や包括支援の方や警察の方が入ってはいいただけるのですが、それでも前向いて進んでいないという現状が見えてきています。そういう場合は、何か方策としてお考えなんかは持っておられますか。

(地域包括支援課長)

なかなかしんどいお話で、最終的には弁護士さんと相談しながら、その方の成年後見人を付けたりとかして何とかやっていけるような次第です。認知症の1つの症状として、攻撃的になるとか、自分自身が周りから何か悪口を言われているとか、被害妄想的な所がやはり出てくるので、近隣の方々には本当に大変な思いをしていただいていることがたくさんあります。その辺を相談しながら、

その方の人権というのもございますから、なかなか踏み込んだ施策というのがなくて周りの方の人権をどうやって守っていくのかというのが課題だと思いますので、地域の方と相談しながらやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(委員)

ありがとうございます。がんばっていただきたいと思っております。街の介護相談室というのも作っていただきましたので、両方の人権を大切にしていかなければなりませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

(議長)

個別の事業の内容にも入り始めていますが、14ページまでのこれまでの主な取り組みについての基本的な方針についてあればお伺いし、その後個別についてお伺いしようと思っておりますがいかがですか。

(委員)

先ほどもご質問があったかと思っておりますが、11ページから12ページにかけての『インターネット等による人権侵害』ですが、1回書き込まれてしまうとなかなか消しようがなく、それについてたくさんの方がまた攻撃するようなことを書いてしまいます。「インターネットステーション」を作るとか書いておられますが、学校教育の中でこういう行為はよくないということを、具体的にやっていたらと思います。

(議長)

ありがとうございます。学校教育の中で具体的なことがどうなのかという質問だったと思っておりますがこのことについていかがですか。

(事務局)

ネットに対するリテラシーについての質問だと認識しております。特に今本当にスマホを持って、小・中学生でも日常的にSNSやLINE等を日常茶飯事的に使っているということを認識しております。その中で、聞いていますのはSNSの使い方もいい面もあれば悪い面もあります。悪い面になると、例えばいじめの問題になったり、自死の問題になったりとか悪影響にもなっていると聞いています。教育現場の方についても、これだけ普及しているSNS等に合わせて、小・中の段階からネットリテラシーについて適格な判断をもつような指導をしていると聞いています。

(事務局)

只今、副部長からからお話いただいた点に付け加えさせていただきます。私も去年まで畷傍北小学校にいました。毎年やはり問題になってくるのは、高学年になってくるとスマホ、携帯等を通じてLINEなどいろんな形で、いじめに繋がりがかねないような、人のことを悪く言うようなことが、仲間づくりの中でも出てきていることもあります。そういうことに対する取り組みとしまして、

檀原警察署 生活安全課の方に来校いただき、特に中・高学年の児童に対して、どんな危険性があるのか具体的にわかりやすくお話いただきます。そして、これは保護者の方にも十分理解していただく必要があるので、保護者を対象にしました研修も行っています。そして、何気なくやっていることがどれだけ恐ろしいことに繋がりがねないのか、使用するに当たってどのようなことに留意しなければいけないのか学んでもらっています。そういう現状でございます。

(委員)

ありがとうございます。誹謗やフェイクニュースを流すなど、やってはいけないということを学校教育の中で、これからも是非お願いしたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。一定取り組みはあるけれども、更に取り組みを進めてほしいというご要望だったと思います。

(委員)

高齢者の実態ということで、一括して社協にまかせると参加人数が増えたというのがありましたが、52ページの事業の課題というところで、27年度は一般市民を対象に研修した、28年度から社協の支援センターに委託したところ一般市民の参加が増えたという結果が出ています。なぜ増えたのかが疑問です。もう一つは、虐待の実態をどれくらい把握されているのか知りたいです。

(議長)

52ページの部分ですが、お話いただけますか。

(地域包括支援課長)

社会福祉協議会は、いろんな民間の団体をかかえている協議会ということになります。やはり啓発活動等を重ねてもアナウンスできる場面がきっとたくさんあったのだろうと推察させていただいています。市役所も同じような団体に対しては、啓発しているつもりだったのですが、きっとそういうことで増えたのかと思っています。それから虐待の実態をどれだけつかんでいるのかというところで、データは28年度のもですが、通報があった、相談があったという件数が21件ございました。その中で本当に虐待だったという事例は、20件です。圧倒的に虐待を受けている人は、女性が多いということと、子どもから虐待を受けていたというデータが出ています。檀原市は、実際に相談はたくさんあるのですが、実際に虐待であるかなと思われるのは21件、本当に虐待だったというのは20件です。

(委員)

「部落差別解消推進法」ができてまだ1年になっていませんが、是非相談窓口を早急をお願いしたいというのが希望です。

(議長)

これは「部落差別解消推進法」のことだと思いますが、何か書き換えたらいいいということがありますか。

(委員)

それぞれ大久保と飛騨のコミュニティセンターがその役割を果たしていくのかと思いますが、それぞれの団体も含めて知恵をしぼっていただいて早急に具体化を図っていただきたいというのがわたしの意見です。

(議長)

ご意見をいただいたということでよろしくお願ひします。

(委員)

今のことに関連しまして、「部落差別解消推進法」の中に、各自治体に相談窓口を設けるようにという規定が設けられているので、その点は7ページあたりに、課題を抽出し今後の施策の見直しの際の基礎資料としていきますとか、人権研修を実施し、というのがありますが、榎尾委員さんがおっしゃられた相談窓口の設置というのは、法律にも書いてある部分ですのでどこかに記載していただいた方がいいのではないかと思います。

(議長)

ありがとうございました。7ページの下線部分のところですが、窓口の設置も含めてご意見いただきましたので対応をお願いします。次に15ページから79ページぐらいまでで説明をお願いします。

(事務局)

14ページと15ページの間の一覧表をご欄いただきたいと思います。こちらが今年度人権施策の事業ということであげています、「事業実施報告及び事業実施計画」の関係各課の主な取組の概要の一覧表です。こちらには担当課22課・65事業がございます。この中で変更点を中心に説明させていただきます。

そのうち、新規事業が35ページの人権政策課の「榎原市人権施策に関する基本計画実施事業」です。所属が変わりましたのが、53ページの「一人暮らし高齢者の実態調査」です。現在は地域包括支援課で担当しているのですが、以前は福祉総務課でした。

次に、「事業実績の成果」及び「今後の方向性」の評価が変わったものが3点ございます。

評価の変更がございましたのが、30ページの人権政策課「特定の職業に従事する者に対する研修の実施」が、B評価からC評価に変更になっています。次に59ページ教育総務課の「障がい者対応洋式トイレ設置事業」で今後の方向性がB評価からA評価になっています。79ページの「選挙管理委員会事務局」の方での「明るい選挙出前講座未来の有権者たちへ」という事業ですが、こちらの今後の方向性の方が、昨年はA評価だったものがB評価になっています。それぞれA・B・Cの集計したものをまとめさせていただきます。

続いて、15ページ以降の人権施策に関する各課の個別の事業を見ていきます。

6番の分野というところですが、7番は昨年までは「H I V感染者等」という表記でしたが、「H I V感染者・ハンセン病患者等」に、8番も昨年までは「性同一性障がい者」となっていますが、国の基準等に合わせまして「性的マイノリティあるいはL G B T」に変更しています。

それでは個々の事業を見ていきたいと思います。

30ページに戻りまして、人権政策課の「特定の職業に従事する者に対する研修」についてですが、これは例年同じ職業の方に集まっていたいただき、人権について一般的な話しに加えて、その職業に特有の人権に配慮すべき事項などを交えて研修を行うというものです。過去には福祉関係者、施設職員の方、認定調査員の方、またある年には小・中学校の先生、民生委員さん、水道の徴集されている業者の方とかに集まっていたいただきました。ただ去年は、いくつか団体にお声掛けさせていただきましたが、日程等がうまく合わなかったため、未実施となってしまいました。そこで評価をCに下げさせていただきます。今年度は早くから調整を行い、6月に消防団、57名の方を対象に行い、市民の命や財産を守る組織として、被災現場での市民や団員間のコミュニケーションのあり方なども含めてお話していただきました。

続いて、35ページの人権政策課の「橿原市人権施策に関する基本計画実施事業」ですが、これは新規事業になります。

この事業は、平成28年度に、3,030人の方を対象に市民意識調査を行いました。調査結果を基礎資料といたしまして、今年度は、調査結果の周知と意見集約ということで、人推協の総会や地区別懇談会、橿原人権ネットワークの総会や人権教育を担当されている先生方の研修、城殿にあるポリテクセンターに新しく入校された方を対象の人権講座などの機会をいただきまして結果の概要をお話しさせていただきました。また、広報でも8月号での特集や12月号での折り込みなどで掲載しています。また、ホームページの掲載や概要版の掲載させていただいています。また研修等で概要版を配布させていただいて市民の方に周知をさせていただいています。

30年度については、こうした調査結果をベースにして、本審議会での審議を中心にお願いなしながら、市民や関係者の声もお伺いし、基本計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。これにつきましてもまた人権審議会でお諮りさせていただきまして、いろいろご意見をいただきながら、新しい福祉に関することも関係課と協議をしながら進めていきたいと考えていますのでよろしくお願い致します。

次に59ページ教育総務課の「障がい者対応洋式トイレ設置事業」です。毎年小学校で3箇所、中学校で3箇所実施してまいりました。先般ある事業者さんからご寄付をいただきまして、「橿原元気っ子基金」という基金が設けられました。これで財源を確保することができましたので、28年度は計画を練り直しまして29年度からこの基金を取り崩しながら障がい者対応様式トイレを各階に1箇所ずつと体育館に1箇所という基準で事業を進めている状況です。これにつきましては29年度で完了と聞いています。今後は更に事業の充実も含めまして検討されていると聞いています。

続きまして、79ページをご覧ください。選挙管理委員会事務局の方の「明るい選挙出前講座未来の有権者たちへ」という事業です。これは小学校高学年や中・高校を対象に出前講座と模擬投票を行っています。こちらの方は校数を増やしていき、基本的には1年間5校行っています。昨年度は檀原高校、畝傍高校、聖心学園、光陽中学校、白檀北小学校の5校実施されています。今後も選挙につきましては、投票の年齢が18歳に下がりましたので5校で継続していくということで拡大の方向の昨年のA評価だったものがB評価になっています。

あともう1点ですが、21ページをご覧ください。「世界の文化体験事業」ということで、4つの課が連携しまして実施しています。企画政策課、人権政策課、人権教育課、社会教育課の4課で行っています。これにつきましては、以前の人権審議会が多文化共生についてご意見をいただきまして、その中から実現した事業です。懇話会を設けまして、1つの形として平成27年度からこの事業を行っています。概要は先ほど申した通りですが、平成27年は284名の方にご出席いただき、昨年は368名の方にご出席いただきました。人数は拡大方向にありますが、当事者の方の参加が少ないとか、当事者同士の交流が少ないとかいうご意見もございまして、評価の方はCの方で留めさせていただいています。今年につきましては、異なる国のルーツの方の交流を深めるためにいろいろな国のプログラムをミックスしたり、イベントが終わってから交流会を行うとかいうような工夫を進めて、評価がよくなる方向でやっていきたいと考えています。

以上各事業の変更点を中心に説明させていただきました。

(議長)

ありがとうございました。変更を中心にご説明いただいて大変わかりやすかったです。では、14ページの次の一覧表から79ページまでご説明いただきましたが、ご意見等いただきたいと思えます。

(委員)

今、21ページの件で報告されたので付け加えさせていただきます。この事業を行うにつきまして、懇話会という1つの形を作ってください、会議を何回も重ねています。もちろん当日イベントを開催することは大きな意義ですが、実はその準備の段階が1番大きな成果である私自身は感じています。率直に意見を言い、そして外国人の立場でこういう反応があるとかいろいろな思いを伝え、担当部署の方たちの意見も聞きながら重ねていく大事さを改めて私自身感じています。1998年に外国人指針ができて20年近く経っています。そこで謳われた具現化の1つがやっと檀原市で前進しそうであるこのイベントを通して思っています。ですがこの意義が理解されて、3年目になって見えてきたのが、檀原市の会場の乏しさが浮き彫りになってきました。やはり自分たちの国の文化を紹介しようと思ったら、言葉であったり、音楽や遊びであったり、食文化であったり、その内容を伝えようとした時に、それが一同にできないです。会場自体がないというか。ここが改めて浮き彫りになってきたなあと感じています。その辺も模索していかなければならないと思えますが、今回いろいろなイベントを通して、外国人自身が自分の人格権を育てられるという、その部分の大きな成果がこの中には出てくるかなあと思えます。それと同時に、やはりこの檀原市を担うのはだれかということ、やはり子ども

たちです。私たちの外国にルーツをもつ子どもたちも檜原市の市民として、1つの大きな担っていく子どもたちであると思います。先ほど寺前委員がおっしゃった障がい者の件に関してもそうなのですが、同和教育に関しても、その地域に住む子どもたちもそうだと思いますが、自分のおかれている現状を把握し、その中でどう育てるのか、その子たち自身が持っている力を育てられる環境が本当に必要なのだなあとみなさんの意見を聞きながら改めて感じました。今回の文化体験イベントの3つの柱があがっていますが、外国人だけではなくて、そこに障がい者を当てはめてもきっちり重なる内容だと思います。同和教育に関しても、そこが当てはまる内容、女性に対しても当てはまる内容であると私自身は捉えています。世界の文化体験イベントですが、これは全部の内容が含まれているかなあと考えていますので、このイベントがもっと活性化されいろんなところに影響を与えられる道立てになったらいいと思っています。

それと、先ほど委員がおっしゃった拉致被害の件ですが、まず思い出してほしいです。この檜原市にはもちろん日本の学校に通っているコリアンの子もいます。それから朝鮮学校がありますね。今は閉鎖していますが、朝鮮学校に通う子たちもいたわけです。この拉致被害の件であがったときに、そこに通う子どもたちのチマチョゴリが切られたり、石を投げられたりが現実に行われました。それから日本の学校に通うコリアンをルーツにもつ子どもたちが、そのことによって日本の子どもたちに浴びせられた罵倒であったりとか、「キムチくさい。朝鮮へ帰れ。」「拉致被害したのはおまえらの先祖やろ。」、そういう内容を受けているのは子どもたちです。その事実や現実があったということを改めて認識をもちながら外国人教育を取り組んでもらいたいと改めて感じました。

(議長)

ありがとうございます。21ページの事業についてご意見いただきましたが、今の方向性、どんどん推進して行ってほしいということ、そして会場についてご意見をいただきました。その辺りも工夫していただいて展開していただくのがいいのかなあとと思います。鄭委員、何か事務局に反応もらいたいことはございますか。

(委員)

私個人は、ほとんど懇話会でお話させてもらっています。ただ、ここにおられる委員さんの中に、外国人のこの施策に対してどういう思いをもっておられるのか、その辺がなかなか、当事者のわたしがいるということがあるのかわかりませんが、実際に参加していただいて感想なり、それぞれのみなさんの立場から感じられるものがあれば聞きたいという思いは正直もっています。

(議長)

わかりました。12月2日のイベントに是非参加いただきたいと思います。  
その他いかがですか。

(委員)

59ページ「障がい者対応洋式トイレ設置予定校」、小学校全部で14校ですが、全部で16校ありますが2校ぬけているのではないですか。

(事務局)

お尋ねの件ですが、担当課から書面でいただいている分の中では、従来からトイレの設置は進めているということをごさいます、推論になりますが27年度以前で完了しているかもしれません。申し訳ありませんが改めて確認しまして書面で報告させていただきたいと思ひます。

(議長)

わかりました。そのような対応をしていただけるということですのでお願いします。

(副市長)

畝傍南小学校はこの事業ではなく別の事業でトイレ改修の形が出ておりますので、今井もその形で進んでいたと思ひます。そういうことで言ひますと、ひょっとすると洋式トイレの設置事業ということで市内の企業から基金をいただきまして、「元気っ子基金」というのを設置してそれに基づいてその基金と市の別事業で行っている事業でござひます。別の形で出ているからここに書いてないんだと思ひます。この件についてはもう一度確認させていただきます。

(議長)

はい、ありがとうございます。もし違っていたら文書等でということによろしいですか。

(委員)

わかりました。

(議長)

ありがとうございました。その他いかがですか。

(委員)

53ページの「高齢者の実態調査」ですが、16年度の⑦、16年度の対象者数が685人、⑩が583人となって、民生委員の方々に実態調査をしていただくのは非常にご苦勞なことですが、この数字というのは、その年度に新たに『一人暮らし高齢者』になった対象の高齢者という意味ですか。そうしたら、今まで積み上げた数は別にあるということですか。

それからもう一つは、国際イベントの件で21ページですが、非常に重要な提起をされていまして継続して拡大していく必要があると私も思ひますが、去年の決算額が79,000円で今年度254,000円と、こんな額では非常にどうかという思ひがあるのですが、他に何か増えた目玉がありますよというのがあれば是非教えていただきたいです。

(議長)

まず53ページの人數からお願いします。



(地域包括支援課長)

⑦の685人とか⑩の583人というのは、その年度に65歳に到達されて一人暮らしであるという方、転入されて来られた方、ご家族が亡くなられて独りになられた方を対象にしているというところで、人数的には新たに一人暮らしの高齢者という定義に当てはまった方ということになります。今年度その一人暮らしの高齢者という方は、4224人おられます。これはあくまでも、市が住民票を対象に一人暮らしという定義で捉えている部分と、民生児童委員さんにご苦労願って自分の地域の所で住民票はないけれど一人暮らしをされている方を民生児童委員さんから報告を受けたのみということになりますので、全て網羅しているのかというところとある程度漏れている方がいらっしゃるかと推察されます。

(委員)

説明の中で漏れている話も出たのですが、調査する時によってその人が拒否されることがあります。拒否されると調査の対象になりませんので、それで人数的な違いが出てくることもあるかと思えます。

(議長)

ありがとうございます。付け加えの情報でした。それでは21ページの予算額と決算額についてお願いします。

(事務局)

お尋ねの21ページの「国際交流多文化共生」の件ですが、29年度の予算につきましては、25万と金額が増えていたのですが、こちらの方につきましては鄭さんがお述べのように、場所を拡大してある一定の大きいスペースの中でブース数を増やして数カ国の文化の紹介をできる部分、舞台上パフォーマンスがあつて周囲に出店があつて食文化を体験してもらうように準備を進めていきましたが、スペース等の都合とかございまして平成29年度の事業につきましては28年と同様の形で進めるようになっています。来年度以降につきましては、今現在の形と同時にできるか分かりませんが、入門編的な多文化共生の事業と予約制にして1日じっくり人権について考えてもらえるようなイベントをできるように、2月の懇話会で委員のみなさんと話し合いたいと考えています。

続きまして、29ページになりますが、檀原ふれあい塾、正式には人権市民講座と言う事業がございます。こちらの方は、年間4～5回の事業をさせていただいています。講義形式が中心ですが、何か物を作ってもらったり、講演であつたりウォーキングであつたりという話しになりますが、この多文化共生につきましても毎年1月ぐらいに『世界の食文化体験』ということで、実際調理して食べていただいて、講師がその国の当事者の方ですので、その方と交流を深めていただくという事業がございます。昨年はフィリピンのビーフンという焼きそばのような物とマンゴープリンを作って召し上がっていただきました。今回につきましては、鄭さんをお願いして、コリアン料理を予定しています。1つの事業でなかなか、まとまってできにくい部分はあるのですが、複合的にやっていく方法もあるのかなということで、懇話会等を通じて提案していきたいと考えています。

(議長)

ありがとうございました。委員どうぞ。

(委員)

私も小学校に勤めいて、お願いしたいことがあります。59ページの洋式トイレ、本当にありがとうございました。来年度にはトイレがたくさんできてくるということで、うちも工事が入ってきています。それぞれの階に障がい者用トイレがあるということは、階段の上り下りをしなくていいということで、大変助かる場所です。更にお願したいのですが、やっぱり車イスの子が2階3階に上がるということはありません。ほとんど1階の教室で過ごすようにしているのですが、2階へ上がったたり3階へ上がったたりすることになってきますと、昇降機が必要になってきます。もちろんエレベーターがあったらいいわけですが、市内で昇降機をいくつかキープしていただいていると思いますが、なかなかうまくいくような物がなくて、職員が上げ下げするというので、力仕事で苦勞しています。障がい者用洋式トイレと合わせて配置していただきたいなあと思います。また特別支援学級の人の数が足りない状態で、上り下りを含めて介助員を将来的に配置していただけるように考えていただきたいと思います。

(議長)

事務局の方どうですか。

(事務局)

今いただきましたご意見をふまえて、来年度人権に関わり基本計画の見直しもごございますので、関係各課と協議しながら実現に向けて、結果どうなるかは申し上げられませんが前向きに検討したいと思います。

(議長)

その他にいかがですか。

(委員)

人権という名のつく研修には顔を出すようにしているのですが、行政がいろいろな形でいろいろな催しをしても、人が集まりにくいということがありますので、ここにおられる委員さん方からいろいろな方に声をかけていただいて、一人でも多く人権についての研修に参加することによって、勉強してもらえるとということもありますので大事であると思います。

(議長)

ありがとうございます。そのように我々も心がけたいと思います。次に資料編についてもみなさんのご意見を伺いたいと思いますので、80ページから110ページにつきまして事務局の方からご説明いただきたいと思います。

(事務局)

それでは80ページからの資料編ですが、こちらの方は先ほどから見ていただきました、重要課題の分野別それから各課の主な取り組みも事業、これの関連資料といたしまして関係各課から資料の提供を受けまして掲載しています。なお81ページの高齢者のページですが、昨年は県の人口が2040年までしか掲載できてなかったのですが、奈良県に確認しまして、奈良県人口ビジョンというのがございまして、こちらの方の数字で2020年から2060年の方に変更させていただいています。

あとにつきましては、昨年のデータに最新のデータを加えて掲載しています。98ページ以降につきましては、人権に関する法令等を資料として今年もつけさせていただきます。

(議長)

ありがとうございます。毎年資料が充実してきてうれしく思っています。今の報告につきまして何かご意見を伺いたいと思います。

よろしいですか。それでは全般に関わってご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

(委員)

この前もテレビなどを見ていたら、インターネットなどによるいじめというのか、ひどいのは無実のことを書かれて住んでいる所から転居しなければならない、場合によってはありもしないことを書かれて自殺してしまったということが出ていました。それが相当あると。やはりあまりひどいのは、法的措置をとって防いでいかないと、テレビの番組ではどこにも言っていくところがないと言っていました。行政として条例とかをこしらえてでもこれを防ぐという方法もやっていかなければならないのではないかと思います。その点、今すぐ答えてほしいというのは無理かも知れませんが、あまりひどい問題に関しては、奈良県全体で条例をこしらえて対応をしていく、法律があるのに法律を犯した者に対して問うことができないというのはおかしなことだと思います。その辺の考えを聞かせてほしいです。

(議長)

ありがとうございます。今の委員のことに對してどうですか。

(事務局)

インターネットによる誹謗中傷であるとか、名誉毀損に関わる部分について広く拡散してしまう、また削除してもミラーサイトで残ってしまうというのが現状であると十分認識しています。寺前委員がおっしゃっていますように、転居をやむなくされたとか、自死につながったり大きな社会問題になっているのも事実です。ただ今、インターネットによる誹謗中傷や名誉毀損に関わる罰則規定がない中で、行政としてどう未然に防いでいくかということにつきましては、法整備も含めた形で我々として考えていかなければならない課題であると認識しています。「部落差別解消推進法」ができた背景にも、情報化社会の中でインターネットを通じての差別がまだまだなお現存しているというのはいかんともしがたい、これは由々しき事態であると、差別は実態として今残っているという形の中で、「部落差別解消推進法」という名称もつけた形で施行実施されています。このようなことも、正に国の実態を踏まえた措置であると認識しています。今寺前委員がおっしゃっていたような形の中で、

法整備、処罰や罰則規定も含めて整えていくことがまず必要であると認識しながら、行政としても未然に防げる環境整備、幼い時からネットリテラシーを育てていくというような取り組みを続けてまいりたいという認識でいます。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

付け加えてお願いしたいのですが、インターネットで自殺願望の人が9人殺されました。インターネットには、良い点、悪い点があると思いますが、9人も殺されるというのは相当社会問題になってニュースで毎日のように伝えられています。これは難しい問題があると思います。もう1点、自殺願望の方が28,000人ほどになってきて、健康増進課が年に1度ゲートキーパー、自殺予防という形で取り組んでいますので、我々も講演を受けに行つて勉強しています。精神科医の先生が来ておられていろいろな話を聞いていますが、なかなかつかみにくい事象ですが我々も取り組んでいます。

(議長)

ありがとうございます。委員からの重ねてのご指摘ご要望だったと思います。その他全般的なことでもけっこうですので何かございませんか。

(委員)

部落差別の問題につきまして、更なる啓発をお願いしたいという立場から意見を述べさせてもらいたいと思います。まず、檀原市行政の方におかれましては、昨年12月に施行になりました「部落差別解消推進法」の趣旨の具現化に向けた取り組みについて、6・7ページにありますように推進いただくこと、大変ご苦労様でございます。近年では、学校の先生方や教育者のみなさんの努力で、あらゆる差別はいけないと思ひやる心、やさしい心を教育いただき、檀原市民はもとより国民のほとんどは、差別はだめだと理解できていると考えています。しかし法律で国も申している通り、今なお差別があるのはなぜなのでしょうかと自分自身にも問いかけているところです。例えば部落差別の問題については、特別措置法によって地区の環境も大幅に改善しました。しかし差別される側もなぜ差別をされるのか、する側もなぜ差別をするのか意味もなく差別する方が多いように思っています。とにかく穢多だから、士・農・工・商・穢多だから、私の84歳になる母親もそんなことを言っておりました。みなさんご承知のように、1990年頃から学者先生の努力そして研究によりまして、江戸初期の政治起源説を証明できる文献は見当たらないとの見解があります。一説によりますと室町、鎌倉時代にさかのぼり部落差別はあったといわれています。檀原市教育委員会においても、教科書から士農工商という文言が約10年前から削除されていると聞いています。じゃあこの穢多とは何だろうと、私も学者ではありませんので分かりませんが、草場権というのが大きく影響していると聞いています。いわゆる縄張りのことなのでしょうが、死牛馬の解体や寺社祭礼時の収益を受け取る権利、芝居や興行が行われた時の収益の一部を受け取ることができる権利など、部落差別は士農工商の話(キーワード)だけでもこれだけあります。時代背景のあるなかで、地区の不衛生な映画を啓発のために視てい

ただ、こういう所で育ったのだからかわいそうだと思う内容の啓発だけではなく、先ほど申しました研究が25年、約四半世紀になります、もう少し踏み込んだ啓発活動に取り組んでいただければと思います。私も勉強するつもりではいますが、行政のみなさんには、一歩踏み込んだ角度の変わった啓発活動をお願い申し上げたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。委員からのご指摘を重く受け止めたいと思います。その他ございましたら承ります。

(委員)

人権は人と人のつながりだと思います。人と人が出会って初めて人権という大きな山をいっしょに登っていけるというか、抽象的な言い方で申し訳ないのですが、もちろん1つの差別事象から、それぞれの分野でその検証をしながら自分たちを高めていきますが、人権審議会の委員として加わらせてもらってから、いろんな方と出会う中で本当に人と出会うことが大きな人権の1番の基本かなと思わせてもらっています。もちろんそれぞれの担当分野で地域で抱え、そして取り組んでおられる方々であるので、だからこそ人と人の出会いが自分を育て、そこから相手も育っていくという取り組みを、樫原市が審議会という形をとっておられるということは、そこを根底にもっているんだということを改めて感じながら、行政の人たちももう一度感じながら人権審議会という2時間弱の時間ですが、私個人としては本当に意義ある内容であると思っています。外国人の立場として、20人いる中の一人として話させてもらう中で大きなハードルがありますが、ハードルを越えたら本当に審議会の委員として来れていることを、同胞の人、そしていろんな外国の人にもそのことを伝えていきたいなという思いでいます。

(議長)

ありがとうございました。人権審議会の意義なども感じられる発言でした。

(委員)

やはりこの審議会もこういう硬い形の会議ではなく、審議会の委員全員が参加できる場所で、もっと柔らかい形で、本音でものが言える場を作っていただいたらありがたいと思います。ここに来てここに座ったら、条文どおりの話しかできないのかなというのがあるので、担当課にお願いしたいのは、やはり委員全員と言わなくても、もっと話をやっていくべきかなと思いますが、その辺の考えなり計画なり聞かせてほしいです。

(議長)

委員からこの会の持ち方についてのご発言がありました。事務局どうですか。

(事務局)

ただ今のご質問の件ですが、日程の件と合わせて報告致します。雰囲気は硬くて真に申し訳ないの

ですが、次回第3回目の人権審議会ですが研修形式で予定しています。2月2日を予定していますが、また改めて文書でご案内させていただけると思いますが、場所はおおくぼまちづくり館で実施したいと考えています。そちらでは車座になっていただきまして、講師の先生のお話もありますが、ざっくりとみなさんに人権についてのお話をすすめていただければこちらとしましても非常に幸いです。雰囲気作りも改めて考えていきたいと思っています。内容は、時期的なものもありますが、一部フィールドワークを含めたまちづくりの見学、なぜここで研修を考えたかといいますと、「部落差別解消推進法」が昨年できたということもありますが、奈良県庁に「洞村移転の願い書」が出されて今年で100年になると聞いています。そこから4年ほどかけて移転されたわけですが、一つの節目といたしまして、そのあたりのお話も含めまして研修を進めてまいりたいと思っていますので、雰囲気作りも含めて準備させていただきたいと思っていますので、ご参加の方もよろしくお祈りします。

(議長)

ありがとうございます。この審議会の特徴は、研修会があるということで、そこで少しインフォーマルにお話ができる機会も作っていききたいということであったと思います。よろしくお祈り致します。ちょうど時間にもなりましたので、まだ言い足りない部分があると思いますが、本日のところはたくさんご意見をいただいたということで、これにて終了とさせていただきたいと思います。司会の方にマイクをもどしたいと思います。

(司会)

ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、長時間にわたります熱心なご審議、また多くの貴重なご意見を賜り本当にありがとうございました。本日ご審議いただきました会議録につきましては、事務局でまとめまして後日皆様全員にお送りさせていただきます。ご確認のほどよろしくお祈りいたします。この会議録につきましても、橿原市ホームページで公開予定をしています。以上をもちまして、本日の人権審議会は閉会といたします。ありがとうございました。